

# 調査レポート

2013  
4

No. 201

- 道内経済の動き
- サハリン経済動向を読み解く
- 株主の立場で会社を診る
- 非正規労働者雇用時の留意事項とこれからの活用方法

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
アジアニュース：サハリン経済動向を読み解く	4
経営のアドバイス：株主の立場で会社を診る	6
経営のアドバイス：非正規労働者雇用時の留意事項と これからの活用方法	12
主要経済指標	22

# 道内経済の動き

道内景気は、緩やかに持ち直している。

需要面をみると、個人消費は、乗用車販売台数が前年を下回ったものの、小売店販売が底堅く推移するなど、一部に明るい動きがみられる。住宅投資は緩やかに増加している。公共投資は前年を上回っている。輸出は、大洋州や米国向けが増加している。

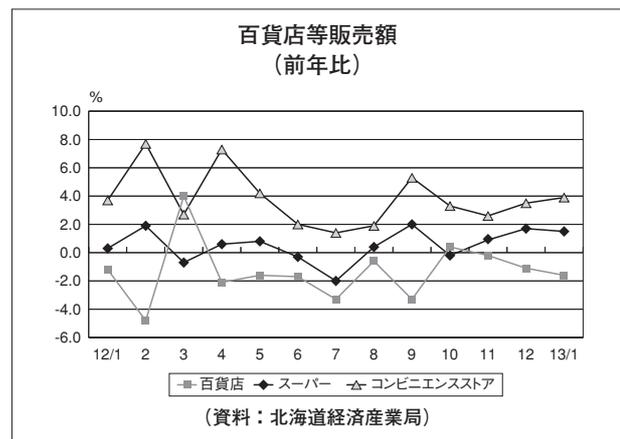
生産活動は持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は、件数は減少し、負債総額は増加している。

## ①個人消費～弱い動き

1月の大型小売店販売額（全店ベース、前年比+0.8%）は、3か月連続で前年を上回った。

百貨店（前年比▲1.6%）は、衣料品や飲食料品が前年を下回った。スーパー（同+1.5%）は、衣料品が前年を下回ったが、主力の飲食料品が前年を上回った。

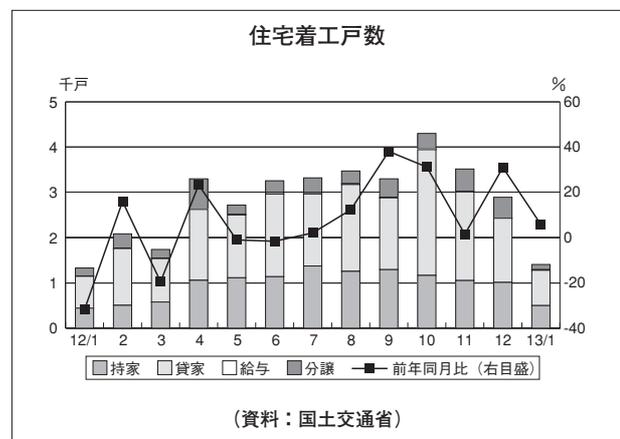
コンビニエンスストア（前年比+3.9%）は、16か月連続で前年を上回った。



## ②住宅投資～7か月連続の増加

1月の新設住宅着工戸数は、1,407戸（前年比+5.8%）と7か月連続で前年を上回った。利用関係別では、分譲（同▲36.5%）が減少したものの、持家（同+12.6%）および貸家（同+11.0%）が増加した。

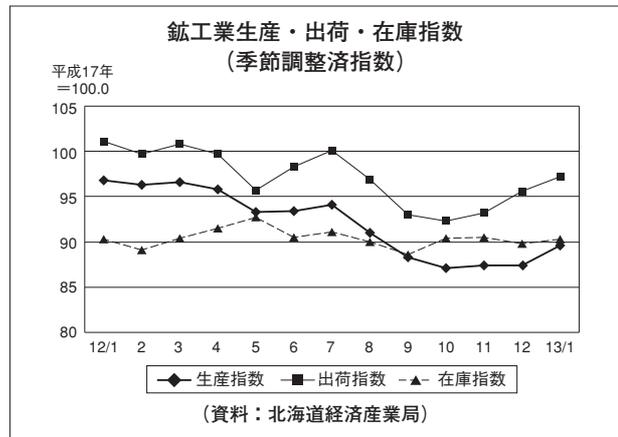
24年度累計（10か月間）では、31,491戸（前年同期比+13.5%）と前年を上回って推移している。利用関係別では、持家（同+2.5%）、貸家（同+23.1%）ならびに分譲（同+10.6%）が前年を上回った。



### ③ 鉱工業生産～2か月ぶりの上昇

1月の鉱工業生産指数は89.6と前月比+2.8%と2か月ぶりに上昇し、前年比(原数値)は▲6.8%と8か月連続で低下した。

業種別では、前月に比べ金属製品工業、電気機械工業など4業種が低下したが、鉄鋼業、窯業・土石製品工業など12業種が上昇した。

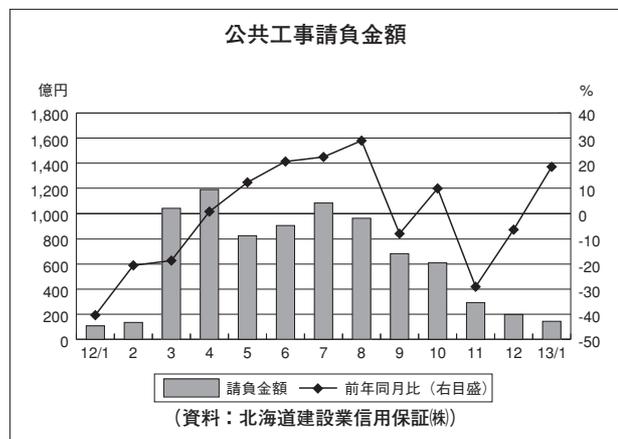


### ④ 公共投資～3か月ぶりの増加

1月の公共工事請負金額は、127億円(前年比+18.6%)と3か月ぶりに前年を上回った。

発注者別では、国(同▲74.2%)が前年を下回ったが、北海道(同+2.7%)や市町村(同+202.3%)などが前年を上回った。

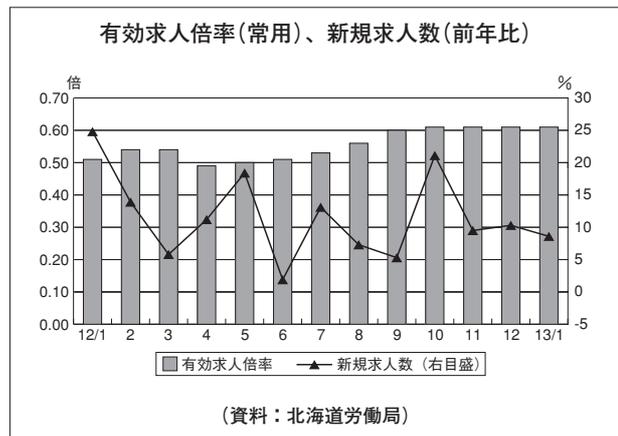
平成24年度累計(10か月間)では、請負金額6,873億円(前年同期比+8.8%)と前年を上回った。



### ⑤ 雇用情勢～持ち直しの動きが続く

1月の有効求人倍率(パートを含む常用)は0.61倍となり、前月比では横ばい、前年比では0.10ポイント上昇した。前年比は36か月連続の上昇となった。

新規求人数は、前年比8.6%の増加となり、36か月連続して前年を上回った。業種別では、建設業(前年比+54.4%)、医療、福祉(同+7.1%)、宿泊業、飲食サービス業(同+8.3%)などが増加した。

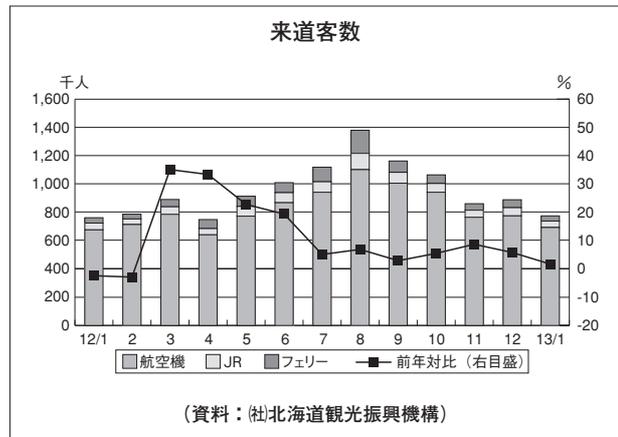


⑥来道客数～11か月連続で前年を上回る

1月の来道客数は、775千人（前年比+1.7%）と11か月連続で前年を上回った。

平成24年度累計（10か月間）では9,926千人（前年同期比+9.8%）となり、東日本大震災前の水準を上回って推移している。

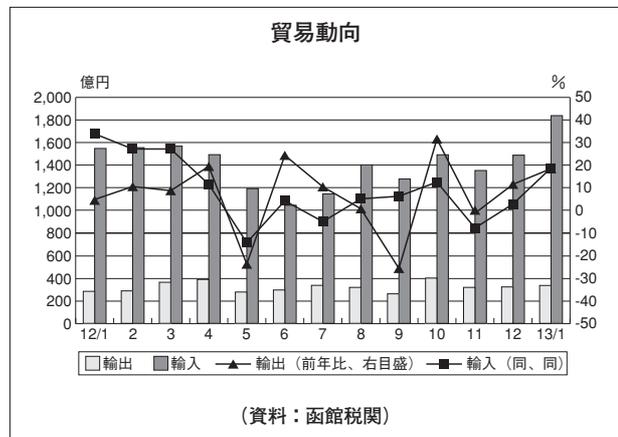
1月の新千歳空港輸送旅客数は、前年に比べ3.2%増加した。国際線（前年比▲10.5%）が前年を下回ったものの、国内線（同+4.6%）が前年を上回った。



⑦貿易動向～輸出、輸入とも2か月連続増加

1月の道内貿易額は、輸出が前年比18.5%増の335億円、輸入が同18.8%増の1,836億円となった。

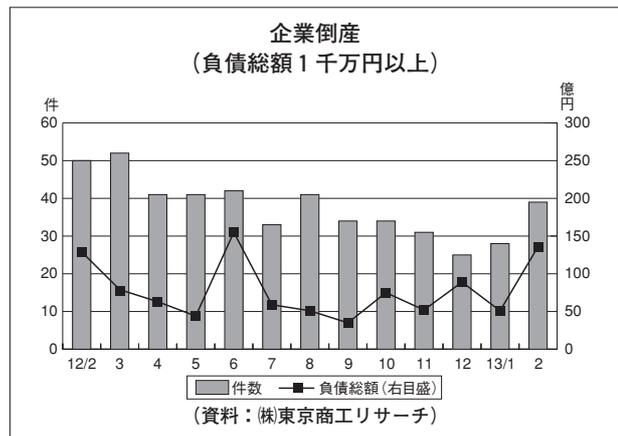
輸出は石油製品や化学製品、自動車の部分品などが増加し、2か月連続で前年を上回った。輸入は原油及び粗油などが増加し、2か月連続で前年を上回った。



⑧倒産動向～件数は減少、負債総額は増加

2月の企業倒産は、件数が39件（前年比▲22.0%）、負債総額が136億円（同+5.4%）となった。件数は4か月連続で前年を下回ったものの、負債総額は3か月連続で前年を上回った。

業種別では、建設業やサービス他が10件、卸売業が7件などとなった。



# サハリン経済動向を読み解く

北洋銀行 国際部 主査（北海道サハリン事務所派遣）

亀井 良司

## ●基本統計数値

- ・面積 8.7万km<sup>2</sup>（北海道8.3万km<sup>2</sup>）
  - ・人口 49.7万人（2011年1月1日現在 ピークは1992年の74万人）
  - ・州内総生産額 4,927億3,030万ルーブル（約1兆5,000億円、前年比25.6%増）（2010年）
  - ・主要産業 石油・天然ガス・石炭採掘業、漁業・水産加工業、林業
- 出典：サハリン州国家統計委員会資料等

サハリンはエネルギー産業を背景にロシアの中でも著しい成長を遂げてきました。サハリン1、サハリン2の商業生産が始まり、資源開発のための工事が一段落している中、サハリン州経済の現状について、2012年の統計資料や報道発表を基に現地からレポートします。

### 1. 政府歳入額の増加による活発な公共投資

2012年のサハリン州歳入額は約610億ルーブル（約1,900億円、前年比38%増）と大幅に増加しています。この増加の要因はサハリン2からの利潤税の納付によるもので、この歳入増加により州内各所への投資が行われています。老朽化住宅の移転、住宅・公共サービス用機材の購入、犯罪防止対策、無償司法援助等への投資が既に行われ、更に広範囲な分野へ公共投資が実施される見通しとなっています。

### 2. 所得水準の向上

2012年の全サハリン州の平均賃金は44千ルーブル／月（約138千円、前年比16%増）に上昇。消費者物価は2011年と比べ6%上昇していますが、賃金は同比16%の上昇であり、消費者物価の上昇を上回る勢いです。また、極東地方全域の平均賃金約32千ルーブル／月（約99千円）、全ロシア平均26千ルーブル／月（約81千円）と比較すると、サハリン州では非常に所得水準が高いことがわかります。エネルギー分野で高額報酬を得る一部の労働者が、平均所得水準を大きく引き上げる構図となっているのです。

### 3. 住宅着工状況

寒冷地仕様の住宅等で北海道とも関わりの深い建設分野では、2012年の新築住宅着工面積は目標300千m<sup>2</sup>に対し、結果は目標の約7割である214千m<sup>2</sup>に留まっています。これは2011年の239千m<sup>2</sup>を下回る実績でした。ユジノサハリンスク市での民営住宅建設の落ち込みが著しく、今後の住宅建設動向が注目されています。

### 4. 貿易状況

2012年1～11月のサハリン州税関扱いの対外貿易額は60億ドルで、前年同期の130億ドルの半分に満たない金額となっています。この減少の原因は、貿易量の大きいサハリン1の石油・ガス資源の取扱が、サハリン州内からハバロフスク地方のデカストリ港に移転したことによるものです。

### 5. 生活実感

サハリンでの2年間の勤務経験を経て感じるのは、所得水準に比べ物価が高水準であるということです。平均所得水準が約138千円／月の状況で、スーパーでは日本と同等、或いはそれ以上の価格で商品が販売されていますし、レストランで食事会をすれば3,000～4,500円かかります。エネルギー産業がサハリン州に豊かさをもたらす半面、その恩恵にあずかれない住民は逆に苦しさを感じている印象を持ちました。



ユジノサハリンスク市内で建設中の住宅



LNG（液化天然ガス）を輸送するタンカー

## 各国別食品の輸入規制について

世界各国で食品の安全管理は強化される方向にあります。日本から食品輸出を検討する際には関連の規制を理解する必要があります。法制度や慣習など多岐に亘りますが、まとめてみました。

【中国：上海】日本の輸入農産物は、りんご、梨、そして条件付でお米のみが認められています。畜産物は豚肉のみ。加工品でも豚以外の製品は困難です。全ての加工品には中国語のラベル添付が必要で、検疫局が輸入審査を行います。地域により異なる運用も散見されます。また福島県など10都県全ての食品は輸入停止となっています。道産物は原産地証明書、水産・乳製品、果物等は放射性物質証明も必要です。

【シンガポール】日本からの食料品は一部を除いて輸入可能で、他国と比べると規制は緩やかで

す。ただし生鮮品（青果、魚介）などは原産地証明書を添付、全ての輸入品には英語ラベルを貼る必要があるなど、一定程度の規制は存在します。

【ロシア：サハリン】日本から肉、乳製品を輸入する場合、各種証明書の取得に多大な費用、期間を要するため事実上困難です。また、コールドチェーンが未発達のため、温度管理を必要とする食品は輸送ルートに十分な注意を払わなければなりません。

### 【まとめ：日本からの輸入が困難な食品】

中国	農畜産品（一部を除く）
シンガポール	一部のみ
ロシア	肉、乳製品

## 現地価格調査（2013年3月）

（単位：円）

商品	単位	銘柄	上海	大連	シンガポール	サハリン
トイレットペーパー	10巻	日本製	490	344 (中国製)	520	1,189 (ロシア製)
乾電池	単三2本	米国製	109	66 (中国製)	235	257
洗濯洗剤	1 kg	日本製	263	160 (米国製)	202	1,018
クリーニング代	Yシャツ1枚	現地クリーニング店	148	148	486	303
電気料金	1 kwh	住居用	9	7	20	10
水道料金	1 m <sup>3</sup>	住居用	24	46	87	93
新聞	1部	一般紙	14	14	67	24
バス	市内均一区間		29	14~29	74~157	45
地下鉄	初乗り		44	—	82~179	—
携帯	機種	iPhone 5 16G	78,526	78,526	48,265	90,597
	基本料金/月		683	861	4,056	7,575
	通話料金/分		3	3	11	4
映画チケット	大人1名	時間帯により変動	816~2,079	445~1,039	860	515~969

【調査場所】  
 上海 コンビニエンスストア「ローソン国際貿易中心店」他  
 大連 ショッピングセンター「ニューマート」他  
 シンガポール スーパーマーケット「NTUC Fairprice」他  
 サハリン スーパーマーケット「ピエルヴィー」他

【換算レート】  
 2013年2月28日仲値  
 1 中国元=14.85円 1 シンガポールドル=74.83円 1 ロシアルーブル=3.03円

# 株主の立場で会社を診る

小樽商科大学大学院商学研究科  
アントレプレナーシップ専攻  
教授 籙本 智之

組織のトップ経営者は、規模を問わず、また、営利・非営利を問わず、悩みがちである。顧客のこと、製品やサービスのこと、サプライヤーのこと、従業員のこと、金融機関のこと、税務当局のこと、あるいは所有主のことを日々気にしながら、しかも同時に、明日のこと、来月のこと、1年後のこと、10年後のことを気にする。悩みながらも様々な意思決定を下していく。経営者は、時代を問わず、国を問わず、悩まされてきたし、こらからも悩まされるだろう。

しかし、経営のツールや指針は彼らの悩みを軽減できる。本稿では、株主の立場から見てうまくいっているのかという視点から企業を診るツールを解説し、未来に向けた指針作りに役立つことを経営者に理解してもらいたい。

## 1. 財務諸表の分析方法

財務諸表を見比べることで企業の状態を診ることができる。闇雲に見比べても効率は悪いし、見立てを間違えるかもしれない。いくつかの観点に分けて企業の状態を診るのが効率的である。成長性、収益性、安全性が代表的な観点である。成長性とは、企業はこれまで規模を成長させてきたのかを診る観点である。収益性とは、企業はこれまでのところ儲かっているのかを診る観点である。安全性とは、企業が当面財務的に困窮することはないのかを診る観点である。

成長性と収益性は「これまで」に注目するが、未来を見通したいと願うのは経営者だけではない。しかし、残念ながら、財務諸表には未来は計上されていない。せいぜい、「これまで」の成長性と収益性を評価して、未来に対する見通しを少し持つだけである。これに対して、安全性では「当面」に注目する。「当面」では、具体的ではなく、煙に巻かれたような表現ではあるが、この調子でいけば「当面」は財務的な問題はないと見立てるのである。

観点を正しくイメージできると、財務諸表分析の体系も容易に理解できる。業種や企業のライフステージにより分析の詳細は様々であるが、基本となるのは次のような体系である。

- A) 成長性
  - i. 売上高成長率
  - ii. 営業利益成長率
  - iii. 総資産成長率
- B) 収益性
  - i. 総資産営業利益率 (ROA)
  - ii. 売上高営業利益率
    - (ア) 売上高営業利益率
    - (イ) 売上原価率ないしは売上高総利益率
    - (ウ) 販管費率

- iii. 総資産回転率
    - (ア) 総資産回転率
    - (イ) 棚卸資産回転率ないし棚卸資産回転期間
    - (ウ) 売上債権回転率ないし売上債権回転期間
    - (エ) 支払債務回転率ないし支払債務回転期間
    - (オ) 固定資産回転率
  - C) 安全性
    - i. 短期の安全性
      - (ア) 流動比率
      - (イ) 当座比率
    - ii. 長期の安全性
      - (ア) 株主資本比率ないしは負債比率
      - (イ) 固定比率または固定長期適合率
      - (ウ) インタレスト・カバレッジ・レシオ (注)
- (注) 短期の安全性に含めることもある。

## 2. ROAとROE

収益性の観点での分析で登場する比率は、並列的に理解するのではなく、階層的に理解してほしい。総資産営業利益率 (Return on Assets ; ROA) は、営業利益を総資産で除したものであるが、営業利益を売上高で除したものに、売上高を総資産で除したものを乗じたものに分解できる。有名なデュポン・チャート<sup>1</sup>の出発点でもある。すなわち、次が成り立つ。

$$ROA = \frac{\text{営業利益}}{\text{総資産}} = \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{総資産}}$$

売上高営業利益率      総資産回転率

収益性の尺度として、ROAとは異なるROE (Return on Equity) が使われることある。当期純利益を株主資本で除したものである。異なる点は、営業利益ではなく当期純利益を、総資産ではなく株主本で除している点である。当期純利益は、すべての収益からすべての費用と税金を差し引いて計算する利益であるから、株主に帰属すると考えるべきである。株主資本は、株主が拠出した資本とこれまでの当期純利益のうち株主に返還していない総額であるから、ROEは株主の立場からの収益性を表している。他方、ROAは経営者の立場からの収益性を表している。

このROEをROAのように分解すると、次のような3つの要素に分解できる。

<sup>1</sup> Donaldson Brown, "Some Reminiscences of An Industrialist," reprint of the 1958 ed., Hive Publishing Company, 1977, p.26.

$$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{総資産}} \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}}$$

右辺の第3項はさらに次のように変形できる。

$$\frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} = \frac{\text{株主資本} + \text{負債}}{\text{株主資本}} = 1 + \frac{\text{負債}}{\text{株主資本}} = 1 + \text{負債比率}$$

つまり、ROEは次のように分解できる。

$$ROE = \underbrace{\frac{\text{当期純利益}}{\text{売上高}}}_{\text{売上高純利益率}} \times \underbrace{\frac{\text{売上高}}{\text{総資産}}}_{\text{総資産回転率}} \times \underbrace{(1 + \text{負債比率})}_{\text{財務レバレッジ}}$$

このようにROEを分解して、前に示した体系にてらしてみると、ROEには安全性の尺度が一部入り込んでいることがわかる。株主の立場からすると、収益性は負債を増やした方が高くなるのである。経営者からすると、すなわちには領けないかもしれない。とくに、景気後退局面にあるときはそうであろう。経営者としては、負債を増やして、もし、計画通りにいかなければ、自身の責任問題につながりかねない。さらには、企業の存続に失敗するかもしれないと、悩みが増えるばかりである。

### 3. ROEの第2の分解法

経営者の悩みは、負債を増やすことのリスクと言い換えてもよい。危険なばかりではなく、機会も併せ持つのがビジネスにおけるリスクの意味である<sup>2</sup>。こうしたリスクを見えやすくするために、ROEを異なる方法で分解しよう<sup>3</sup>。以下では、税金を無視し、営業利益から支払利息を差し引いたものが当期純利益であるとして、分解している。

$$\begin{aligned} ROE &= \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産}} \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} \\ &= \frac{\text{営業利益} - \text{支払利息}}{\text{総資産}} \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} \\ &= \left( \frac{\text{営業利益}}{\text{総資産}} - \frac{\text{支払利息}}{\text{総資産}} \right) \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} \\ &= \left( ROA - \frac{\text{支払利息}}{\text{総資産}} \right) \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} \end{aligned}$$

<sup>2</sup> Aswath Damodaran, "Applied Corporate Finance: A User's Manual," John Wiley & Sons, Inc., 2006, p.50.

<sup>3</sup> James M. Wahlen, Stephen P. Baginski, and Mark T. Bradshaw, "Financial Reporting, Financial Statement Analysis, and Valuation: A Strategic Perspectives," South-Western, Cengage Learning, 7th ed., 2011, p.358.

$$\begin{aligned}
 &= \text{ROA} \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} - \frac{\text{支払利息}}{\text{総資産}} \times \frac{\text{総資産}}{\text{株主資本}} \\
 &= \text{ROA} \times (1 + \text{負債比率}) - \frac{\text{支払利息}}{\text{株主資本}} \\
 &= \text{ROA} + \text{ROA} \times \text{負債比率} - \frac{\text{支払利息}}{\text{株主資本}} \times \frac{\text{負債}}{\text{負債}} \\
 &= \text{ROA} + \text{ROA} \times \text{負債比率} - \frac{\text{支払利息}}{\text{負債}} \times \frac{\text{負債}}{\text{株主資本}} \\
 &= \text{ROA} + \text{ROA} \times \text{負債比率} - \frac{\text{支払利息}}{\text{負債}} \times \text{負債比率} \\
 &= \text{ROA} + \left( \text{ROA} - \frac{\text{支払利息}}{\text{負債}} \right) \times \text{負債比率} \\
 &= \text{ROA} + \text{スプレッド} \times \text{負債比率} \\
 &\quad \text{ここで、スプレッド} = \text{ROA} - \frac{\text{支払利息}}{\text{負債}}
 \end{aligned}$$

この式変形から明らかなように、スプレッドが正である限り、負債比率を高めるとROAが同じでもROEを高めることができることがわかる。スプレッドが正であるのか、負であるのかをリスクと言い換えても良い。文字式の展開では理解が難しいかもしれないので、問題の形で示しておこう。

問題 当社では、新人研修の一環として財務レバレッジと株主資本利益率の関係をプレゼンテーションさせている<sup>4</sup>。プレゼンテーションの課題は次の通りである。

今、A、B、Cの3社があり、どの会社も総資本は100万円であるが、総資本に占める負債の構成比率がA社は0%（つまり、負債はなく、株主資本のみ100万円）、B社は50%（負債が50万円、株主資本も50万円）、C社は75%（負債が75万円、株主資本が25万円）であるとする。負債の利率は年7%である。また、景気の不況、正常、好況を数値で示すため、総資本営業利益率が5%のときは不況、10%の時は正常、20%のときは好況であるとする。例えば、3社とも不況の時は営業利益が5万円（＝総資本100万円×5%）となり、好況の時の営業利益は20万円（＝総資本100万円×20%）となる。

以上の仮定に基づき、景気変動がA、B、C社の株主資本当期純利益率に与える影響を説明しなさい。

問1 不況、正常、好況におけるA、B、C社の営業利益、経常利益、株主資本当期純利益率を表にすること。なお、当期純利益を計算する上では、営業利益から支払利息だけを

<sup>4</sup> 岡本清・尾畑裕・挽文子・廣本敏郎『管理会計』中央経済社、2003、pp.37-38を修正している。

控除し、支払利息以外の収益・費用を一切考慮しない。また、税金を考慮しない。

問2 問1の結果を使って、縦軸に株主資本当期純利益率、横軸に総資本営業利益率をとってA、B、C社のグラフを作りなさい。

問3 負債比率と株主資本当期純利益率の関係を説明しなさい。

解答

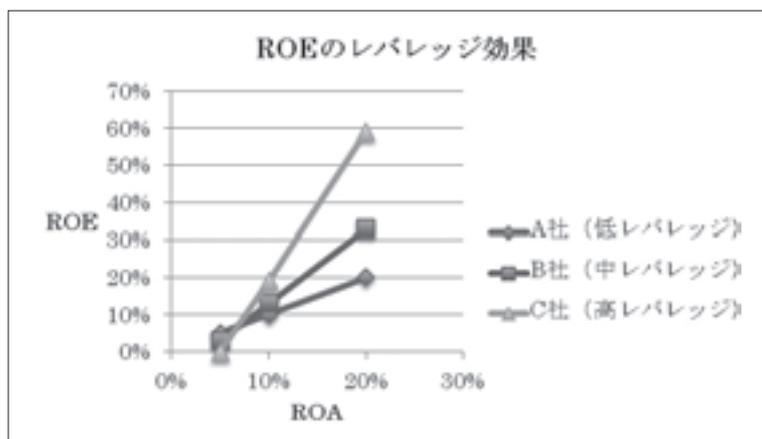
問1

A社	不況	正常	好況
営業利益	5万円	10万円	20万円
支払利息	—	—	—
当期純利益	5万円	10万円	20万円
株主資本当期純利益率	5%	10%	20%

B社	不況	正常	好況
営業利益	5万円	10万円	20万円
支払利息	3.5	3.5	3.5
当期純利益	1.5万円	6.5万円	16.5万円
株主資本当期純利益率	3%	13%	33%

C社	不況	正常	好況
営業利益	5万円	10万円	20万円
支払利息	5.25	5.25	5.25
当期純利益	△0.25万円	4.75万円	14.75万円
株主資本当期純利益率	△1%	19%	59%

問2



問3 負債比率を上昇させると、株主資本当期純利益率は利子率を支点にして上昇する。しかし、この効果は、総資本営業利益率が利子率を上回っている限り得られるが、利子率を下回ると株主資本当期純利益率は下降の程度を強くしてしまう。

#### 4. まとめに代えて

ROAの変動、もう少し正確に言うとスプレッドの変動をリスクと考えると、ROEはリスクに財務レバレッジを乗じた分変動する、というのがROEの第2の分解方法の意味である。この分解法を実践すると、経営者は、どの程度のスプレッドになるのかを計画し、その変動幅を予測して、財務レバレッジを変更するのかどうかを決定する、という意思決定スタイルになっていく。あれこれ悩むよりははるかに健全な経営ができるはずである。企業の行方を決めるのはまずは経営者である。是非、自信を持って健全な経営を行って欲しい。

# 非正規労働者雇用時の留意事項と これからの活用方法

税理士法人 さくら総合会計  
労務部 社会保険労務士 横浜 昭浩  
労務部 社会保険労務士 原田 太

## 1. はじめに

現在、企業は長引く不況に対応することや経済のグローバル化による競争力強化の必要性に迫られ、コスト削減の圧力への対応を余儀なくされています。

その為、日本の現行法では整理解雇が難しいとされている正規労働者の採用が減り、先行きが不安定な商品などの需要に臨機応変に対応できる非正規労働者の雇用が増えることとなりました。

また、自動車産業や電気産業などの製造業を中心に、安価な人件費を求めて中国や東南アジアなどに生産拠点がシフトしていく中、国内産業の空洞化防止や国内の雇用確保の為、平成16年3月にそれまで禁止であった製造業への労働者派遣の解禁が、非正規労働者の採用拡大に拍車をかけました。

このような経緯のもと、非正規労働者は多くの企業ではなくてはならない重要な位置づけに置かれています。現在の法律の中で非正規労働者は本当に急激に変化する業務量に臨機応変に対応するために活用できるのか、そして「少子高齢化」が進む日本において今後どのように非正規労働者を活用すればよいかを検討していきます。

## 2. 非正規労働者とは

「非正規労働者」の定義は法律上、明確にされていませんが、一般的に、期間の定めがなくフルタイムで働く雇用契約を直接企業と締結している労働者を「正規労働者」、それ以外の労働者を「非正規労働者」としており、「パートタイム労働者」「アルバイト労働者」「有期契約労働者」「派遣労働者」などを指しています。

## 3. 非正規労働者の雇用の現状

厚生労働省が発表した統計<sup>(※1)</sup>では、全体の約3分の1の事業所が、常用労働者の4分の1から5分の1の人数を非正規労働者として活用しています。

非正規労働者を活用している企業の多くは、東南アジアを中心とした安価な人件費に対抗する為や業務量の変化に対して、常に適正な人員で処理する手段として用いており、非正規労働者を雇用している約8割の事業所が、非正規労働者を雇用できなければ事業が成り立たないと感じているのが現状です。

## 4. 非正規労働者が増えることによる問題

現在、日本は「少子高齢化社会」が進んでおり、今後も労働力人口が減少することにより、停

※1 平成23年有期労働契約に関する実態調査（厚生労働省）を参照。

滞している経済がますます低下していくことが懸念されています。

少ない労働力人口で経済を成長させるには、一人ひとりの生産性を向上させることが必要となり、そのためには今まで以上に教育訓練が重要となります。

しかし、調整弁として雇用されている非正規労働者に対しては教育訓練の機会が与えられておらず、その機会が与えられなければ、労働者一人ひとりの生産性は向上しません。

特に若年層が正規雇用されずに非正規労働者として就労した場合には、①長期に渡り教育訓練の機会が得られない②吸収能力が高く、短期で成果が出易い絶好の教育訓練の時期を逸する③早い時期に失業し、生産性を向上させる側から長期に渡り養われる側に移行してしまうこととなります。

労働力人口が減少しているだけでなく、低賃金で働き、社会保険に加入しない非正規労働者が増えることは、現役世代が納めている年金保険料によって、現在年金で生活を営んでいる高齢者を支える「世代間扶養」の考え方で運営されている年金制度を脅かします。

さらに今後も少子高齢化が進むことや非正規労働者が増加していることで、年金制度はますます先行きが不透明となり、将来を不安視し、老後の蓄えのために現在買い控えを行うなどにより消費の低迷を引き起こし、経済成長の低下に拍車をかけています。

## 5. 非正規労働者を雇用する際に関連する主なルール

グローバル化の流れの中で、競争の激化に対応するためなどを理由として、非正規労働者の活用が近年増加しましたが、非正規労働者を雇用する際には下記のルールについて注意が必要です。

- (1) パートタイム労働法
- (2) 労働契約法
- (3) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について

### (1) パートタイム労働法の主な内容

#### 1) 労働条件に関する文書の交付など

パートタイム労働法ではパートタイム労働者を雇入れたとき（契約更新時も含む）は、労働基準法にて義務づけられている労働条件の明示に加えて、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」の3つの事項を文書の交付など（3つの事項についてはパートタイム労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可）により速やかにパートタイム労働者に明示することが義務づけられています。

#### 2) 差別的取扱いの禁止

- ① 事業主は、職務の内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者<sup>(※2)</sup>と同一のパートタイム労働者であって、期間の定めのない（実質無期を含む）

※2 パートタイム労働法では「通常の労働者」は「正社員」や「正職員」などの正規労働者を指します。

労働契約を締結している者についてはパートタイム労働者であることを理由として、その待遇について、差別的取扱いをしてはならないとしています。

- ② ①の期間の定めのない労働契約には、反復更新によって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる有期労働契約を含むものとされます。

通常の労働者と就業の実態が同じと判断されたパートタイム労働者などに対して禁止している差別的取扱いの主な内容

(ア) 賃金の決定

《通勤手当など所定労働時間の長短に関係なく支給されるものについては通常の労働者と同様に支給しなければなりません。》

(イ) 教育訓練の実施

《通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについてはパートタイム労働者に対しても実施しなければなりません。》

(ウ) 福利厚生施設の利用など

《給食施設、休憩室、更衣室についてはパートタイム労働者にも利用の機会を与えるよう配慮しなければなりません。》

### 3) 通常の労働者への転換

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用するパートタイム労働者について、次のいずれかの措置を講じ、周知しなければなりません。

- ①通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。
- ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。
- ③パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける。
- ④その他通常の労働者への転換を推進する為の措置を講ずる。

### 4) 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

事業主は、その雇用するパートタイム労働者から求めがあったときは、その待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。

## (2) 労働契約法の内容

### 1) 労働契約の内容の理解の促進

- ①事業主は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにしなければなりません。
- ②労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む）について、できる限り書面により確認しなければなりません。

## 2) 契約期間についての配慮

事業主は、有期労働契約について、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければなりません。

## 3) 契約期間中の解雇

使用者は、有期労働契約について、やむを得ない事由でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することはできません。

さらに平成25年4月1日（一部平成24年8月10日公布）から労働契約法が一部改正され、有期労働契約のルールが追加されます。

主な内容は下記の通りです。

### ①無期労働契約への転換

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者から申し込みがあった場合には無期労働契約に転換しなければなりません。

### ②「雇止め法理」の法制化（平成24年8月10日公布）

無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるなどの有期契約労働者に該当した場合には、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

尚、雇止めが有効か否かの基準は、過去の最高裁判所の判例「雇止め法理」がそのままの内容で法律として規定されています。

### ③不合理な労働条件の禁止

同一の使用者と労働契約を締結している有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることが禁止されました。

これは、有期契約労働者と無期契約労働者との間で労働条件の相違があることが直ちに不合理であり禁止されるというわけではなく、「労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度」、「転勤、昇進といった人事異動や本人の役割の変更の有無や範囲を比較してこれらの内容について相違がないのに、労働条件が相違するのは認められない」としています。

ここでいう労働条件は、賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、服務規律や教育訓練、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれています。

## (3) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について（厚生労働省告示）

### 1) 更新の有無及び判断基準の明示

使用者は、有期労働契約の締結に際し、労働者に対して、更新の有無を明示しなければならず、更新する場合がある旨明示したときは、更新の判断基準を明示しなければなりません。

ん。

## 2) 雇止めの予告

使用者は、次のいずれかの要件に該当する有期労働契約を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも30日前までにその予告をしなければなりません。

- ① 3回以上更新されている場合
  - ② 1年以下の契約期間の労働契約が更新又は反復更新され、最初に労働契約を締結してから継続して通算1年を超える場合
  - ③ 1年を超える期間の労働契約を結んでいる場合
- 但し、いずれの場合も予め更新しない旨が明示されている場合は除かれます。

## 3) 雇止めの理由の明示

使用者は、雇止めの予告後に労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければなりません。

## 6. 非正規労働者を雇用する際の留意点

前項で説明した法律から解釈していくと、非正規労働者として雇用されていても、実態が正規労働者と同様の勤務日数や勤務時間・仕事の内容や責任の程度が与えられていた場合には、正規労働者と同様に扱わなければならないこととなります。

また、実際にこのような法律があることを熟知していなかった結果、非正規労働者に対しての労務トラブルが増加しています。

例として下記の内容が挙げられます

- ① 有期契約労働者を契約期間満了で雇止めしたが、反復更新されていたので雇止めが無効になった。
- ② 労働契約書や就業規則を整備していなかったため、非正規労働者にも正規労働者と同様に賞与や退職金を支払わざるをえなかった。

非正規労働者に適用される法律を熟知し、特に下記の点で正規労働者との違いを明確にすることが重要です。

- ① 労働契約 … 賞与や退職金の有無を明確にする。有期雇用契約の場合は更新の有無と更新の判断基準を記載する。
- ② 就業規則 … 正規労働者とは別に、非正規労働者に適用する就業規則を作成する。
- ③ 就業実態 … 1ヶ月の勤務日数や1日の勤務時間、仕事の種類や責任の程度、転勤・配転の有無など、正規労働者と非正規労働者の就業実態の違いを明確にする。

そして、さらに大事なことは上記①～③の内容を非正規労働者に説明し、理解させることです。非正規労働者が「聞いていない」「知らなかった」となるのがトラブル発生の原因ですので、

きちんと説明をしてそのようなことが起こらないように留意しなくてはなりません。

## 7. 非正規労働者の活用

非正規労働者には、様々な法律の適用や留意点があることをみてきました。次に、非正規労働者の活用例をメリット、デメリットを検討しながら紹介いたします。

### (1) 高齢者の活用

#### 1) 高齢者雇用安定法の改正に基づく、60歳以降65歳までの雇用期間

高齢者雇用安定法<sup>(※3)</sup>の改正により、平成25年4月から希望者全員を65歳まで雇用（年齢により経過措置あり）することになります。定年はこれまで同様60歳でも構いませんが、65歳までは再雇用などでの継続雇用をすることになります。そこで、定年から65歳までの5年間の雇用確保措置として非正規労働者を活用する例をみていきます。

#### 2) 定年後の期間を「正規労働者」「非正規労働者」とした場合の比較

60歳から65歳までの期間については「正規労働者」「非正規労働者」のどちらの雇用形態でも構わないことになっています。まずは雇用形態による比較をみてみます。

##### A. 正規労働者として雇用した場合

	メリット	デメリット
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の量・質・責任の程度をそのまま継続でき、新たに雇用や教育に対する時間と費用が抑えられる</li> <li>・労働者が、生活への不安がないため、会社への忠誠心を保てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで通り高齢者に頼ることになり、世代交代が遅れる</li> <li>・健康面、体力面での個人差や1年毎の差が大きくなり、提供される労働力が不安定（見込みがたたない）</li> <li>・新しい技術に適応できない</li> </ul>
労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の不安が解消される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢による健康面、体力面に不安があるにも関わらず、従来と同じ労働力を提供する必要がある</li> </ul>

※3 「高齢者雇用安定法」

65歳未満の定年を定めている事業主は①定年の引き上げ②継続雇用制度の導入③定年の定め廃止—いずれかの措置をとることが義務づけられています。また、②を導入している企業は高齢者が年金受給開始年齢までは働き続けられるよう改正され、平成25年4月1日から施行されることとなります。

B. 非正規労働者として雇用した場合

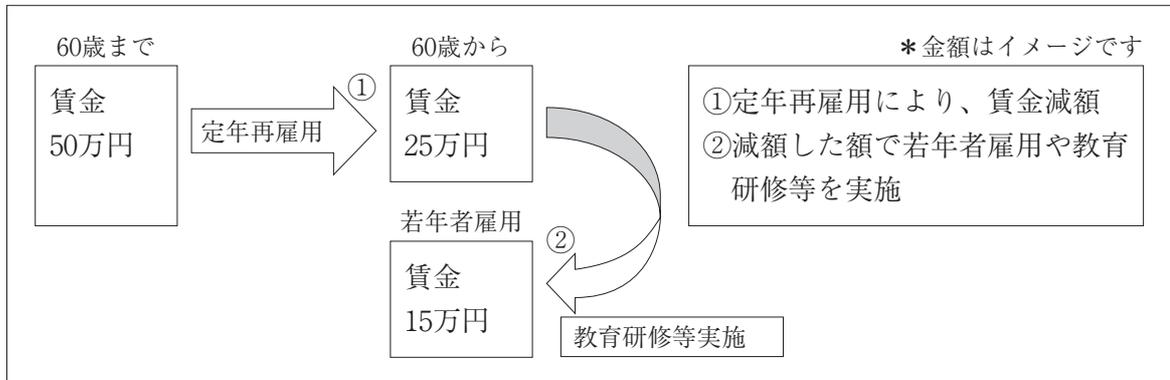
	メリット	デメリット
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金が抑制できる</li> <li>・抑制した額で新たに若年者を雇用し技術を伝承することが可能。また、教育・研修・設備購入などに投資できる</li> <li>・健康面、体力面の不安は業務内容や勤務日数などの変更で柔軟に対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の内容や責任の度合いが変わらないにも関わらず、賃金が下がることによる労働者の業務の質や意欲の低下</li> </ul>
労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢による健康面、体力面の不安がある場合は業務内容、勤務日数などの変更が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金低下による生活への不安</li> </ul>

3) 非正規労働者として雇用する目的

企業が定年後の雇用形態を「正規労働者」「非正規労働者」と選択する時に、どちらにもメリット、デメリットはありますが、企業は高齢者の定年後5年間の雇用期間をどのような目的として定めるかがポイントとなります。

例えば、企業を長く繁栄させていくためには、次の世代への技術の伝承<sup>(※4)</sup>が必要です。そのためには、伝承の受け手となる若年者の雇用がとても重要となってきますが、当然若年者を雇用するためには、経費が発生します。そこで、定年後の高齢者雇用において非正規労働者として活用することが有利となります。定年再雇用後は賃金を見直し、高齢者の賃金の減額を図り、その減額した分で、若年者を雇用し、教育・研修などを行っていくことで、後進を育て世代交代を図ることができます。(下図参照)

図



※4 「技術の伝承」としておりますが、ここでは技術・技能・企業の伝統・風土など受け継がれていくもの全般を指しています。

#### 4) 非正規労働者として雇用した場合の問題点と解決策

企業にとって、定年後65歳までの雇用確保のため、高年齢者を非正規労働者として雇用することは技術の伝承といったメリットだけでなく、デメリットもいくつかあり、それらは当然解消したい項目です。例えば、非正規労働者となることで、業務の内容や責任度合いが変わらないまま、賃金を減額すると労働者の業務の質、意欲の低下がおこりえますし、就業の実態が同じと判断されると、パートタイム労働法より賃金の決定に関する差別的取り扱い禁止など法律の問題も生じてきます。そこで、仕事の内容変更や責任の度合いの軽減を図ったり、限られた時間の中で技術の伝承のみを役割として与える、といった対応が求められます。さらに、賃金が低下したことに伴う労働者の生活への不安は、本人が受給できる高年齢雇用継続給付金<sup>(※5)</sup>や特別支給の老齢厚生年金<sup>(※6)</sup>、あるいは在職老齢年金制度<sup>(※7)</sup>を考慮しながら、賃金の検討を企業が行うことが解決策として挙げられます。

企業は高齢者にこれまで培ってきた知識や経験を活かす職務で活躍してもらうことができ、健康面や体力面で不安のある場合は、正規雇用時のフルタイム労働から短時間勤務や出勤日数を減らし配慮することも可能です。

#### 5) これからの方向性

65歳までの雇用確保措置が設けられた背景には、年金の支給開始年齢の引き上げにより無収入状態ができないようにすることが要因としてあります。厚生労働省では、年金の支給開始年齢を68歳へ引き上げることを検討しており、議論がされています。まだ正式決定ではありませんが、そうなるとう現在の定年年齢を60歳から引き上げることが予想されます。

現在の法律では定年年齢が60歳となっているため、定年後を非正規雇用化する対応が可能です。定年年齢が引き上がると、定年後を非正規労働者として活用することは難しくなりますので、今のうちに活用を検討されてはいかがでしょうか。

### (2) 非正規労働者を正規労働者として登用することによる活用

#### 1) 非正規労働者の正規労働者への登用制度

企業が新規に採用を行う場合、内部に非正規労働者がいるにも関わらず、外部からの採用

---

※5 「高年齢雇用継続給付金」

雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した状態で働く場合に支給されます。

※6 「特別支給の老齢厚生年金」

60歳以上65歳未満時に受給している厚生年金で、性別や生年月日により受給できる人とできない人がおります。

※7 「在職老齢年金制度」

年金を受給できる人が60歳以降も働いていると、年金の一部または全部が支給停止になる制度。60歳台前半と60歳台後半で支給停止の計算方法が異なります。

ばかりしていることがあります。しかし、一度内部にも目を向けてみると、非正規労働者の中にも正規労働者となることを希望している能力が高く、意欲のある労働者がいるのではないのでしょうか。そのような労働者を正規労働者として採用することはメリットがあります。

## 2) 非正規労働者を正規労働者へ登用することのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規労働者となる人材の選別ができ、雇用のミスマッチを防げる（能力・性格などを把握できる）</li> <li>・ 新卒採用に比べリスクが少なく、即戦力として期待できる</li> <li>・ 人件費等の計算をたてやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な基準を設けず、恣意的に登用すると、正規労働者へ登用された者と非登用者との関係が悪化する</li> </ul>
労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規労働者に登用される可能性があるため、高い目標を持ち、仕事にやりがいを感じる</li> <li>・ 雇用のミスマッチを防げる（仕事内容、社風、雰囲気、賃金など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いつまでも正規労働者になれないことにより、意欲の低下がおきる</li> </ul>

## 3) 非正規労働者から正規労働者へ登用する利点

新規採用を外部からではなく、内部からの非正規労働者を登用すると、企業はその労働者の能力なども把握しておりますし、労働者も仕事の内容などを知っているため、スムーズに業務に入ることができる点があります。また、正規労働者に登用される可能性が生じることによって高いモチベーションが生まれます。

## 4) 非正規労働者から正規労働者へ登用する問題点と解決策

企業が正規労働者登用のための明確な基準を設けず、恣意的に登用すると、正規労働者と非正規労働者の関係が悪化します。その解決策として、明確な基準を設け、非登用者に登用されない理由を伝えることで、改善しようと意欲を持ち、新たな目標を持って仕事に取り組んでもらうことができます。このようにしてデメリットも解消されていくこととなります。

## 5) これからの方向性

厚生労働省の資料<sup>(※8)</sup>によると、大学新卒で正規労働者として採用され、3年以内に離職した労働者は約30%、高校新卒でも約35%となっています。離職した若年者はキャリアを積んでいないため、次に就職しようとしても正規雇用として採用されず、非正規労働者となっているケースがあります。要因としては労働者と企業とのミスマッチがあげられます。

※8 新規学校卒業就職者の在職期間別離職状況（厚生労働省）

企業は正規労働者を採用する際は、非正規労働者からの登用制度を設けることで雇用のミスマッチを防ぐことができ、やる気のある人材を採用することができます。また、それにより人材の早期流出を防ぐことができます。ぜひ、活用を検討されてはいかがでしょうか。

## 8. おわりに

新聞やテレビで、非正規労働者について報道されることも増え、非正規労働者の処遇などについて注目されてきています。今まで非正規労働者は、正規労働者と同様の業務内容・労働時間を低賃金で行うことを企業側から強いられ、その結果、不平不満がつもり、意欲が低下したり、また、企業内では正規労働者と非正規労働者でそれぞれで団結し、互いの意思疎通が図れず、ムードが悪くなっていることもありました。しかし、「6. 非正規労働者の活用」でも紹介したとおり、非正規労働者の個々のニーズへの配慮や目標を持てる環境を作ることで、非正規労働者に高い意欲を持って仕事に取り組んでもらうことができます。一方で、個々のニーズに合わせた様々な勤務体系は、企業内の一体感が保てないこともあり、企業は、運動会や観楓会の復活など様々な工夫を行い、コミュニケーションを図る場を設け、正規労働者と非正規労働者の一体感を回復させる努力をしています。

今回、ご紹介した非正規労働者の活用は一例ですが、複雑化した雇用形態の中で、正規労働者、非正規労働者といった人材をどのように採用し育て、活用していくかが企業の大きな課題となります。人材で悩まれる経営者は多いですが、企業内で育てた人材は、企業にとって付加価値を生み出す人材となり、企業の発展に大いに貢献してくれるのではないのでしょうか。

さくらマネジメントグループでは、事業主、家族従事者も労災保険に特別加入できる労働保険事務組合を運営しているほか、社会保険・労働保険の手続き代行、給与計算、就業規則・給与規程等の諸規則の作成など企業の労務管理に関するサポート業務をワンストップでお受けしております。お気軽にご相談ください。(グループ概要は調査レポート平成24年12月号をご参照ください。)

# 主要経済指標 (1)

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100 季調値	前期比 (%)										
20年度	96.1	△ 7.8	94.4	△ 12.7	98.2	△ 5.8	95.0	△ 12.6	102.5	△ 2.4	95.3	△ 5.2
21年度	90.1	△ 6.2	86.1	△ 8.8	92.7	△ 5.6	87.1	△ 8.3	90.8	△ 11.4	89.5	△ 6.1
22年度	93.5	3.8	94.1	9.3	96.5	4.1	95.3	9.4	92.0	1.3	93.0	3.9
23年度	94.4	1.0	93.2	△ 1.0	99.5	3.1	93.4	△ 2.0	93.1	1.2	101.9	9.6
23年10~12月	93.6	△ 1.4	94.1	0.4	99.1	△ 1.5	94.6	0.3	86.3	△ 1.1	101.5	△ 1.4
24年1~3月	96.6	3.2	95.3	1.3	100.5	1.4	95.4	0.8	90.4	4.8	107.5	5.9
4~6月	94.2	△ 2.5	93.4	△ 2.0	97.9	△ 2.6	95.2	△ 0.2	90.5	0.1	107.5	0.0
7~9月	91.1	△ 3.3	89.5	△ 4.2	96.7	△ 1.2	90.1	△ 5.4	88.6	△ 2.1	107.8	0.3
10~12月	r 87.2	△ 4.3	87.8	△ 1.9	93.7	△ 3.1	r 88.2	△ 2.1	r 89.7	1.2	r 105.1	△ 2.5
24年 1月	96.8	2.7	95.9	0.9	101.1	1.7	95.0	△ 1.1	90.3	4.6	103.6	2.1
2月	96.3	△ 0.5	94.4	△ 1.6	99.7	△ 1.4	95.3	0.3	89.1	△ 1.3	103.1	△ 0.5
3月	96.6	0.3	95.6	1.3	100.8	1.1	95.8	0.5	90.4	1.5	107.5	4.3
4月	95.8	△ 0.8	95.4	△ 0.2	99.7	△ 1.1	96.4	0.6	91.5	1.2	109.6	2.0
5月	93.3	△ 2.6	92.2	△ 3.4	95.7	△ 4.0	95.1	△ 1.3	92.7	1.3	108.8	△ 0.7
6月	93.4	0.1	92.6	0.4	98.3	2.7	94.2	△ 0.9	90.5	△ 2.4	107.5	△ 1.2
7月	94.1	0.7	91.7	△ 1.0	100.1	1.8	91.3	△ 3.1	91.1	0.7	110.6	2.9
8月	91.0	△ 3.3	90.2	△ 1.6	96.9	△ 3.2	91.5	0.2	90.0	△ 1.2	108.8	△ 1.6
9月	88.3	△ 3.0	86.5	△ 4.1	93.0	△ 4.0	87.6	△ 4.3	88.6	△ 1.6	107.8	△ 0.9
10月	87.1	△ 1.4	87.9	1.6	92.3	△ 0.8	87.5	△ 0.1	90.4	2.0	107.7	△ 0.1
11月	87.4	0.3	86.7	△ 1.4	93.2	1.0	86.8	△ 0.8	90.5	0.1	106.4	△ 1.2
12月	r 87.2	△ 0.2	r 88.8	2.4	95.6	2.6	r 90.3	4.0	r 89.7	△ 0.9	r 105.1	△ 1.2
25年 1月	p 89.6	2.8	89.1	0.3	p 97.2	1.7	90.0	△ 0.3	p 91.3	1.8	104.7	△ 0.4
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。  
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道	全国		
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
20年度	933,720	△ 2.2	206,589	△ 2.8	283,317	△ 8.6	78,442	△ 6.9	650,404	0.8	128,147	△ 0.1
21年度	920,855	△ 1.4	195,675	△ 5.3	246,086	△ 13.1	70,544	△ 10.1	674,769	3.7	125,131	△ 2.4
22年度	935,299	△ 2.1	195,785	△ 1.5	220,233	△ 10.5	67,267	△ 4.6	715,067	1.1	128,518	0.3
23年度	948,544	0.3	197,008	0.1	214,071	△ 2.8	67,231	△ 0.1	734,473	1.2	129,777	0.2
23年10~12月	257,859	0.3	53,337	△ 0.4	60,632	△ 1.8	19,287	△ 0.7	197,228	0.9	34,049	△ 0.3
24年1~3月	229,406	0.2	48,074	2.3	52,536	△ 0.5	16,361	4.0	176,870	0.5	31,714	1.4
4~6月	230,401	△ 0.1	r 47,101	△ 0.7	48,871	△ 1.8	r 15,529	△ 1.2	181,530	0.4	31,572	△ 0.5
7~9月	229,509	△ 0.5	r 47,391	△ 1.6	49,865	△ 2.5	15,447	△ 2.6	179,644	0.1	r 31,944	△ 1.1
10~12月	r 259,369	0.6	r 53,350	0.0	60,405	△ 0.4	19,053	△ 1.2	r 198,964	0.9	r 34,297	0.7
24年 1月	78,927	△ 0.0	17,383	△ 0.1	18,830	△ 1.2	5,974	△ 0.8	60,097	0.3	11,408	0.2
2月	70,625	0.4	14,659	1.3	15,169	△ 4.8	4,691	△ 0.4	55,456	1.9	9,969	2.1
3月	79,854	0.4	16,032	6.1	18,537	4.0	5,696	13.9	61,317	△ 0.7	10,337	2.2
4月	77,661	0.0	15,664	0.1	16,509	△ 2.1	5,184	0.7	61,151	0.6	10,480	△ 0.2
5月	77,096	0.3	r 15,755	△ 0.1	16,218	△ 1.6	r 5,127	△ 2.0	60,879	0.8	10,628	0.8
6月	75,644	△ 0.6	15,682	△ 2.2	16,144	△ 1.7	5,218	△ 2.4	59,500	△ 0.3	10,464	△ 2.1
7月	80,472	△ 2.3	17,123	△ 4.0	18,831	△ 3.3	6,209	△ 4.4	61,641	△ 2.0	10,914	△ 3.8
8月	77,370	0.2	15,568	△ 0.0	15,489	△ 0.6	4,545	△ 1.8	61,881	0.4	11,023	0.7
9月	71,667	0.8	r 14,700	△ 0.2	15,545	△ 3.3	4,693	△ 0.8	56,122	2.0	r 10,007	0.1
10月	77,381	△ 0.0	r 15,672	△ 2.4	17,748	0.4	5,349	△ 3.0	59,633	△ 0.2	r 10,323	△ 2.1
11月	78,012	0.6	r 16,630	1.6	17,909	△ 0.2	5,985	1.6	60,103	0.9	r 10,645	1.6
12月	r 103,976	1.0	r 21,048	0.7	24,748	△ 1.1	7,719	△ 2.1	79,228	1.7	r 13,329	2.3
25年 1月	p 79,552	0.8	16,872	△ 2.9	p 18,534	△ 1.6	5,907	△ 1.1	p 61,018	1.5	10,965	△ 3.9
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は全店ベースによる。  
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (2)

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数 (総合)				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	22年=100	前年同 月比(%)	円/ドル	円 月(期)末
20年度	430,624	5.5	80,556	7.2	103.1	1.4	102.1	1.1	100.46	8,110
21年度	430,922	0.1	79,383	△1.5	100.1	△2.9	100.4	△1.7	92.80	11,090
22年度	447,951	4.0	82,657	4.1	99.9	0.1	99.9	△0.4	85.69	9,755
23年度	477,426	6.2	89,758	7.6	100.3	0.4	99.8	△0.1	79.05	10,084
23年10~12月	121,391	9.9	22,708	11.3	99.9	0.0	99.6	△0.3	77.39	8,455
24年1~3月	113,174	4.6	22,033	5.9	100.6	0.5	99.9	0.3	79.28	10,084
4~6月	120,969	4.4	23,336	5.8	100.6	0.0	100.0	0.2	80.17	9,007
7~9月	134,456	2.8	25,251	2.2	99.8	△0.4	99.4	△0.4	78.62	8,870
10~12月	127,188	3.1	24,152	2.4	100.0	0.0	99.4	△0.2	81.16	10,395
24年 1月	37,732	3.7	7,235	4.9	100.2	0.3	99.6	0.1	76.97	8,803
2月	36,532	7.7	7,082	8.8	100.4	0.4	99.8	0.3	78.45	9,723
3月	38,910	2.7	7,715	4.4	101.3	0.9	100.3	0.5	82.43	10,084
4月	38,552	7.3	7,598	10.3	101.1	0.6	100.4	0.4	81.49	9,521
5月	40,899	4.2	7,920	6.0	100.6	△0.1	100.1	0.2	79.70	8,543
6月	41,518	2.0	7,818	1.5	100.2	△0.4	99.6	△0.2	79.32	9,007
7月	45,481	1.4	8,604	1.0	99.7	△0.6	99.3	△0.4	79.02	8,695
8月	46,144	1.9	8,672	3.1	99.6	△0.6	99.4	△0.4	78.66	8,840
9月	42,831	5.3	7,975	2.7	100.0	0.0	99.6	△0.3	78.17	8,870
10月	42,382	3.3	8,057	2.2	99.9	0.0	99.6	△0.4	78.97	8,928
11月	40,395	2.6	7,741	1.9	99.6	△0.1	99.2	△0.2	80.87	9,446
12月	44,411	3.5	8,354	3.0	100.4	0.3	99.3	△0.1	83.64	10,395
25年 1月	39,221	3.9	7,542	4.2	100.6	0.3	99.3	△0.3	89.18	11,139
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。 ■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
20年度	150,123	△11.2	39,145	△19.2	63,490	△11.3	47,488	△3.4	3,908,880	△11.0
21年度	160,116	6.7	49,078	25.4	66,223	4.3	44,815	△5.6	4,175,457	6.8
22年度	152,734	△4.6	46,592	△5.1	62,462	△5.7	43,680	△2.5	3,788,315	△9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
23年10~12月	33,241	25.0	10,607	29.4	12,272	19.4	10,362	27.5	934,259	24.6
24年1~3月	53,637	48.8	16,515	59.9	21,194	45.3	15,928	43.2	1,448,886	50.3
4~6月	46,871	55.8	12,391	51.1	18,329	41.4	16,151	81.1	1,076,878	66.0
7~9月	45,787	11.9	13,103	4.9	18,289	5.8	14,395	29.3	1,138,766	16.4
10~12月	34,393	3.5	9,234	△12.9	13,688	11.5	11,471	10.7	907,802	△2.8
24年 1月	11,961	39.5	3,496	49.8	4,629	32.7	3,836	39.3	358,685	38.4
2月	14,611	30.6	4,387	38.2	5,646	30.8	4,578	23.8	449,285	31.7
3月	27,065	66.3	8,632	79.1	10,919	60.9	7,514	60.9	640,916	76.3
4月	14,461	90.7	3,675	83.2	5,987	82.4	4,799	109.2	306,261	99.5
5月	13,991	72.8	3,731	64.3	5,082	65.9	5,178	87.4	337,976	68.6
6月	18,419	27.9	4,985	27.1	7,260	9.8	6,174	60.0	432,641	46.8
7月	18,751	30.4	5,108	25.5	7,802	18.6	5,841	56.7	445,239	42.3
8月	12,416	8.7	3,551	3.0	4,654	△3.4	4,211	33.3	315,790	15.6
9月	14,620	△3.2	4,444	△10.5	5,833	△1.0	4,343	2.3	377,737	△3.7
10月	12,306	0.7	3,122	△16.9	5,073	7.0	4,111	10.5	299,334	△6.7
11月	12,603	6.7	3,424	△7.6	4,945	13.6	4,234	12.6	324,422	0.2
12月	9,484	3.1	2,688	△14.6	3,670	15.6	3,126	8.5	284,046	△2.0
25年 1月	11,161	△6.7	3,067	△12.3	3,888	△16.0	4,206	9.6	332,066	△7.4
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

# 主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	97,221	△13.1
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	77,405	△20.4
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△ 8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△ 8.5	112,249	△ 0.5	89,742	6.2
23年10～12月	8,953	14.8	2,090	△ 4.5	117,632	△ 9.4	26,283	3.6	20,458	6.7
24年1～3月	5,153	△12.8	1,995	3.7	128,347	△21.3	26,688	10.3	24,310	3.3
4～6月	9,277	6.2	2,159	6.2	292,021	9.6	32,508	15.5	21,469	△ 1.7
7～9月	10,094	15.6	2,271	△ 1.1	272,804	15.1	35,292	13.3	22,058	△ 4.6
10～12月	10,713	19.7	2,403	15.0	109,800	△ 6.7	30,937	17.7	20,296	△ 0.8
24年 1月	1,330	△31.8	660	△ 1.1	10,694	△40.4	5,661	8.5	5,915	5.7
2月	2,084	16.0	669	7.5	13,431	△20.6	7,049	16.8	7,127	8.9
3月	1,739	△19.5	666	5.0	104,222	△18.7	13,978	8.0	11,269	△ 1.1
4月	3,300	23.3	736	10.3	119,097	0.8	12,431	5.4	7,028	6.6
5月	2,720	△ 1.0	696	9.3	82,380	12.4	8,686	36.7	6,420	1.0
6月	3,257	△ 1.6	726	△ 0.2	90,544	20.7	11,390	14.1	8,022	△ 9.9
7月	3,321	2.1	754	△ 9.6	108,409	22.5	12,149	26.6	6,703	1.7
8月	3,473	12.3	775	△ 5.5	96,270	29.0	11,368	19.2	6,399	△ 6.1
9月	3,300	38.1	742	15.5	68,125	△ 8.0	11,775	△ 1.9	8,956	△ 7.8
10月	4,303	31.2	843	25.2	60,807	10.0	13,721	28.2	6,233	1.2
11月	3,517	1.5	801	10.3	29,245	△29.1	8,972	6.2	6,630	0.3
12月	2,893	31.0	759	10.0	19,748	△ 6.4	8,243	15.6	7,433	△ 3.4
25年 1月	1,407	5.8	693	5.0	12,679	18.6	6,039	6.7	5,344	△ 9.7
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率(常用)		完全失業率		企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍原数値	原数値	%原数値	%原数値	件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.73	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
21年度	11,539	△ 5.8	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△ 8.8
22年度	11,171	△ 3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△ 6.7	13,065	△11.3
23年度	10,722	△ 4.0	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△ 2.7
23年10～12月	2,643	0.7	0.49	0.67	4.4	4.3	102	△ 4.7	3,103	△ 5.9
24年1～3月	2,441	8.4	0.53	0.73	5.5	4.5	135	8.0	3,184	△ 0.8
4～6月	2,674	24.2	0.50	0.66	5.7	4.6	124	0.8	3,127	△ 5.6
7～9月	3,661	5.0	0.56	0.73	5.0	4.3	108	3.8	2,924	△ 5.9
10～12月	2,815	6.5	0.61	0.78	4.7	4.0	90	△11.8	2,889	△ 6.9
24年 1月	762	△ 2.4	0.51	0.72	↑	4.5	33	△15.4	985	△ 5.3
2月	787	△ 2.9	0.54	0.74	5.5	4.4	50	22.0	1,038	5.1
3月	892	35.1	0.54	0.73	↓	4.7	52	15.5	1,161	△ 1.8
4月	749	33.4	0.49	0.66	↑	4.8	41	△21.2	1,004	△ 6.6
5月	914	22.8	0.50	0.65	5.7	4.5	41	10.8	1,148	7.1
6月	1,011	19.4	0.51	0.66	↓	4.4	42	23.5	975	△16.3
7月	1,119	5.1	0.53	0.70	↑	4.4	33	△ 2.9	1,026	△ 5.0
8月	1,379	6.9	0.56	0.73	5.0	4.2	41	△ 2.4	967	△ 5.7
9月	1,163	2.9	0.60	0.76	↓	4.2	34	21.4	931	△ 6.9
10月	1,065	5.5	0.61	0.77	↑	4.1	34	9.7	1,035	6.0
11月	861	8.7	0.61	0.78	4.7	4.0	31	△18.4	964	△11.9
12月	889	5.8	0.61	0.79	↓	4.0	25	△24.2	890	△13.7
25年 1月	775	1.7	0.61	0.81	—	4.2	28	△15.2	934	△ 5.1
資料	(社)北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。

主要経済指標 (4)

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	377,154	△ 1.1	711,456	△16.4	1,552,449	11.9	719,104	△ 4.1
21年度	322,642	△14.5	590,079	△17.1	977,663	△37.0	538,209	△25.2
22年度	342,527	6.2	677,888	14.9	1,228,540	25.7	624,567	16.0
23年度	r 374,431	9.3	r 652,885	△ 3.7	r 1,636,327	33.2	r 697,106	11.6
23年10～12月	r 91,340	1.4	163,270	△ 5.5	423,350	43.8	175,095	12.4
24年1～3月	r 93,356	7.9	r 161,597	△ 1.6	r 466,459	29.1	r 177,063	9.9
4～6月	r 95,930	3.7	r 164,436	4.8	r 373,006	△ 0.0	r 178,139	5.0
7～9月	r 91,632	△ 5.8	r 157,145	△ 8.2	r 381,817	2.3	r 175,797	0.3
10～12月	r 103,916	13.8	r 154,297	△ 5.5	r 432,975	2.3	r 175,887	0.5
24年 1月	r 28,285	3.9	r 45,137	△ 9.2	r 154,260	33.5	r 60,043	9.8
2月	r 28,804	11.0	r 54,426	△ 2.6	r 155,406	26.9	r 54,167	9.4
3月	36,267	8.7	r 62,034	5.9	r 156,793	27.2	r 62,852	10.5
4月	r 38,736	19.2	r 55,649	7.9	r 149,195	11.5	r 60,833	8.0
5月	r 27,702	△23.7	r 52,369	10.0	r 119,180	△14.3	r 61,448	9.3
6月	29,493	24.5	r 56,418	△ 2.3	r 104,631	4.3	r 55,858	△ 2.2
7月	33,592	10.4	r 53,122	△ 8.1	r 114,261	△ 5.0	r 58,408	2.3
8月	31,915	0.8	r 50,444	△ 5.8	r 139,984	5.2	r 58,128	△ 5.2
9月	r 26,126	△25.7	r 53,579	△10.3	r 127,571	6.3	r 59,261	4.2
10月	r 39,925	31.6	r 51,480	△ 6.5	r 149,170	12.7	r 57,042	△ 1.5
11月	r 31,801	△ 1.3	r 49,832	△ 4.1	r 135,158	△ 7.7	59,402	0.9
12月	r 32,190	11.9	r 52,985	△ 5.8	r 148,647	2.8	r 59,443	1.9
25年 1月	p 33,529	18.5	47,986	6.3	p 183,637	19.0	p 64,295	7.3
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金 (国内銀行)							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
20年度	129,951	2.0	5,647,019	2.6	91,056	2.3	4,222,593	4.3
21年度	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
22年度	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
23年10～12月	138,221	1.6	5,969,430	3.5	92,252	0.1	4,134,966	1.0
24年1～3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
4～6月	140,050	1.9	6,079,528	2.2	91,643	1.2	4,138,076	1.4
7～9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
10～12月	140,458	1.6	6,114,434	2.4	92,592	0.4	4,212,603	1.9
24年 1月	136,497	1.9	5,951,544	3.3	91,741	0.2	4,103,383	0.9
2月	136,537	1.6	5,955,983	2.6	92,027	0.4	4,109,770	1.1
3月	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
4月	140,255	1.8	6,063,705	1.9	93,185	0.3	4,126,196	0.7
5月	139,228	1.9	6,068,045	1.8	91,951	0.7	4,111,190	0.9
6月	140,050	1.9	6,079,528	2.2	91,643	1.2	4,138,076	1.4
7月	138,489	1.4	6,027,044	2.3	91,278	0.5	4,122,970	1.0
8月	138,754	1.8	6,014,538	2.0	91,317	0.5	4,122,558	1.4
9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
10月	139,010	2.1	6,023,574	2.1	92,312	0.9	4,144,273	1.3
11月	138,801	1.4	6,052,968	1.7	91,774	0.6	4,153,290	1.5
12月	140,458	1.6	6,114,434	2.4	92,592	0.4	4,212,603	1.9
25年 1月	138,936	1.8	6,096,672	2.4	91,448	△ 0.3	4,192,191	2.2
資料	日本銀行							



---

調査レポート 2013.4月号 (No.201)  
平成25年 (2013年) 3月発行  
発行 株式会社 北洋銀行  
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部  
電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」古紙配合率100%紙を使用しています。